

## 宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年3月10日(月)
- 2 開催場所 宮若市役所 防災研修室A B
- 3 出席委員(農業委員13名+推進委員5名)

### 農業委員(13名)

会長 武田俊彦、会長代理 春田章匡、3番 山本 隆、4番 榎本良樹、  
5番 水上昭和、6番 安永文秋、7番 本田瑞希、8番 阿部 進、  
9番 安河内龍一、10番 松川公彦、11番 宮野和男、12番 本田孝光、  
13番 渡邊三郎、

### 推進委員(1名)

2番 有吉幸一、5番 野田良俊、8番 堀 英躬、9番 本田茂幸、  
15番 吉崎 康正

- 4 欠席委員(欠員は農業委員1名)  
14番 舟越俊茂

### 5 議事日程

#### 第1 議事録署名委員の指名

#### 第2 審議案件

- (1) 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第39号 農用地利用集積計画の決定について
- (4) 議案第40号 農業振興地域整備計画の変更に係る答申について

#### 第3 報告事項

- (1) 報告第23号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (2) 報告第24号 農地改良行為の届出について
- (3) 報告第25号 非農地証明願の届出について
- (4) 報告第26号 農地法第4条第1項第8号の届出について

- 6 その他

## 7 農業委員会事務局職員

局長 宮田 享典  
係長 佐野 史晃  
主事 甲斐 裕己子

## 8 会議の概要

議長 長 ただ今から、令和7年度第12回農業委員会を開会いたします。本日の委員14名中13名出席ですので、総会は成立しています。議事日程第1の、議事録署名委員の指名を行います。3番 山本委員、4番 榎本委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第2審議案件に入ります。  
まず、議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事件番号1番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係長 1ページ議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、2ページ農地法第3条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

### 【事件番号1番 説明】

議長 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委員 問題ないと思います。

議長 長 事件番号1番の担当地区の農業委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委員 双方地元の方なので、問題ないと思います。

議長 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議長 長 ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号1番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1番について許可と決定いたします。

議 長 続きます、事件番号2番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 事件番号2番、

**【事件番号2番 説明】**

議 長 事件番号2番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 譲受人は福津市在住の方ですが、原田地区で既に農地を持たれており農業されているので問題ないと思います。

議 長 事件番号2番の担当地区の農業委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 問題ないと思います。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号2番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号2番について許可と決定いたします。

議 長 続きます、事件番号3番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 事件番号3番、

**【事件番号3番 説明】**

議 長 事件番号3番の担当地区の推進委員さん本案件についての意見をお願いします。

委 員 水稻の継続になりますので問題ないと思います。

議 長 事件番号3番の担当地区の農業委員さん本案件についての意見をお願い

します。

委員 問題ありません。譲受人の方もよく作ってくださっているので、よろしくをお願いします。

議長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議長 ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号3番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号3番について許可と決定いたします。

議長 長 つづきまして、議案第38号、農地法第5条の規定による許可申請につきまして上程いたします。それでは、事件番号1番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係長 9ページ議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請につきまして、10ページ農地法第5条審議表を読み上げて説明をさせていただきます。

#### 【事件番号1番 説明】

議長 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委員 問題ないと思います。

議長 長 続いて農業委員の意見です。担当地区の農業委員さん本案件についての意見をお願いいたします。

委員 親子ですので問題ありません。よろしくをお願いします。

議長 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議長 長 ないようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1番につきましては、意見書を知事に進達いたします。

- 議 長 続きます、事件番号2番につきまして、事務局より説明をお願いします。
- 係 長 事件番号2番、  
【事件番号2番 説明】
- 議 長 事件番号2番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。
- 委 員 問題ありません。
- 議 長 続いて農業委員の意見ですが、担当地区の農業委員さんは本日欠席となっておりますので、意見は省略させていただきます。
- 議 長 事務局からの説明及び、推進委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
- 委 員 譲受人の方は、龍徳出身の方かなにかですか。
- 係 長 はい。もともとこちらの方で、戻ってこられるとのことでした。
- 議 長 上に田んぼがあり、水路は素掘りになっていると思いますが、承認はどうなっていますか。
- 委 員 きちんとしてくださいということで承諾してもらっています。
- 議 長 U字溝か何か入れるのですか。
- 委 員 U字溝はいれません。現状のままです。
- 議 長 ありがとうございます。その他、ご質問、ご意見等はございませんか。ないようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号2番につきましては、意見書を知事に進達いたします。
- 議 長 次に、議案第39号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に

よる農用地利用集積計画の決定についてでございます。では、事務局説明をお願いします。

係 長 25ページ議案第39号 農用地利用集積計画の決定につきまして、26ページをご覧ください。こちらは機構からの所有権移転となります。

【説明】

つづきまして30ページをお願いします。

【説明】

新規分は他83件で合計294筆、面積が311,769㎡となります。

次に59ページをお願いします。

【説明】

継続分は、他192件で合計587筆、面積が943,007.65㎡となります。

3月分、継続、新規合わせて881筆、面積1,254,776.65㎡となっております。以上でございます。

つづきまして、99ページをお願いいたします。こちらは、機構をとおしての利用集積計画となっております。

【説明】

議 長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 ないようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。(全員挙手) 全員賛成で承認されましたので、農政課の方へ回答します。

議 長 つづきまして、議案第40号、農業振興地域整備計画の変更に係る答申についてでございます。では、事務局説明をお願いします。

係 長 100ページ議案第40号 農業振興地域整備計画の変更に係る答申についてです。この議案は農政課より農業振興地域整備計画の変更について意見決定を求められているものです。それでは、101ページをご覧ください。

【整理番号1番 説明】

議 長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。

議 長 ないようですので、採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成で承認し、農政課へ回答いたします。

議 長 次に日程第3 報告事項でございます。  
報告第23号 農地法第18条第6項の合意解約について、報告第24号 農地改良行為の届出について、報告第25号 非農地証明願の届出について、報告第26号 農地法第4条第1項第8号の届出について、一括して事務局より説明をお願いします。

係 長 106ページ、報告第23号 農地法第18条第6項の合意解約につきまして、107ページをご覧ください。  
農地法第18条第6項に係る報告表です。

**【説明】**

他194件合計663筆、面積910,986㎡の合意解約となります。

続きまして、133ページ報告第24号 農地改良行為の届出につきまして、134ページをご覧ください。  
農地改良に関する届出について、ご報告いたします。

**【説明】**

引き続き、138ページ報告第25号 非農地証明願の届出につきまして、139ページをご覧ください。  
非農地判断基準に沿って「非農地」と判断される土地について、報告いたします。

**【説明】**

他3筆、合計面積は6,435㎡となっております。

これらのものにつきましては、法務局において、現況を確認後、当該現況地目に変更・登記される事となりますので、よろしく願いいたします。

続きまして140ページ報告第25号 農地法第4条第1項第8号の届出につきまして、141ページをご覧ください。  
農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届報告書です。

## 【説明】

- 議 長 　ただ今の事務局からの報告、第23号から第26号について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。ございませんか。
- 委 員 　補足で農地改良の件ですが、申請人は3条農地を取得され果樹園するという計画です。県道との法面に葉などがはっています。県とも接触されたようですが、予算がないからと刈ってくれないとのことでした。そのためやむなく自分で刈るが、すぐ伸びてしまうので、こうしたかたちでスロープを付けてお持ちの草刈り機で刈りますと。そうするとこのスロープで十分とのことなので届出が出されています。
- 議 長 　長井鶴の方で多面には入っていないのですか。
- 委 員 　多面には入っていないです。
- 議 長 　入っていれば、農地の費用的なものがでると思うのですが。
- 委 員 　長井鶴の限られた農地しか。
- 議 長 　その他、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。ございませんか。
- 議 長 　よろしいですか。ないようですので、これらは報告案件でございますので、了解いただいたものといたします。以上を持ちまして、本日の議事については、全て終わりました。これで会議を終結いたします。

令和7年3月10日（月）